

福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）について

1 青少年プランについて

(1) 概要

本県の青少年健全育成の推進に関し、総合的、計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めるとともに、施策の推進にあたり現状や課題を考慮し、実施すべき事項を定めるもの。

(2) 計画の位置づけ

- ・ 県青少年健全育成条例第8条第1項に基づく本県の青少年健全育成を図るための総合的な計画
- ・ 県総合計画を支える青少年健全育成分野の個別計画
- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく大綱として位置付けた「ふくおか未来人財育成ビジョン」の実行計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」

2 現行の青少年プランについて

(1) 基本理念

家庭、学校、地域、企業、行政、それぞれが責任を果たしながら、連携して、社会全体で青少年を育む福岡県をめざす。

(2) めざす青少年像

青少年が自分自身を大切にした上で、相手のことを尊重し互いの多様性を認め、思いやりの心を持って社会的な自立を果たせるよう、「豊かな心と志を持つたくましい青少年」をめざす。

(3) 対象とする青少年の範囲

乳幼児期の子どもから30歳未満。なお、ひきこもりや若年無業者（いわゆるニート）問題など課題によっては、範囲を拡大。

(4) 施策体系

5つの柱の下、それぞれの基本目標に向けた施策を展開。

- 柱Ⅰ 学力、体力、豊かな心の育成
- 柱Ⅱ 社会にはばたく力の育成
- 柱Ⅲ 郷土と日本、そして世界を知る力の育成
- 柱Ⅳ 個別の対応を必要とする青少年への支援
- 柱Ⅴ 青少年を育む社会環境の整備

(5) 計画期間

平成30年度からの5年間（平成30年度～令和4年度）

※ 県総合計画との整合性を図るため、計画期間を4年（～令和3年度）に短縮する。

(6) 進行管理

プランの実行性を確保するため、34項目の指標（数値目標）を設定し、プランに基づく青少年施策の実施状況を取りまとめ、施策の推進状況を明らかにする。